

## 再審法改正の早期実現を求める総会決議

### 第1 決議の趣旨

当会は、国に対し、次のとおり、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）の一部を速やかに改正することを求める。

1 刑訴法第435条第6号を「有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき事実の誤認があると疑うに足りる証拠をあらたに発見したとき。」と改正すること

2

(1) 再審の請求を受けた裁判所に、再審の請求をした者またはその弁護人から、検察官に対する請求があったときは、検察官に対し、検察官が保管する全ての証拠の一覧表を作成した上で、その提出を命じることを義務づけること

(2) 再審の請求を受けた裁判所に、再審の請求をした者、またはその弁護人から開示請求のあった一定の証拠について、原則として、検察官に証拠開示を命じることを義務付けること

(3) 再審の請求をしようとする者、再審の請求をした者またはこれらの者の弁護人から請求がなされたときは、検察官は、当該刑事事件において裁判所に提出された証拠だけでなく、裁判所に未提出の証拠についても適正に保管及び保存すべき法制度を創設すること

3 再審開始決定に対し、検察官が不服申立てを行うこと（即時抗告、特別抗告）を禁止すること

## 第2 決議の理由

### 1 再審法改正が必要であること

「再審」とは、間違った有罪判決によるえん罪の被害者を救済するために、一定の要件の下に裁判のやり直しを認める極めて重要な法制度である。刑事事件における再審の手続の定めとしては、刑事訴訟法「第四編 再審」にわずか19か条の規定が置かれているにとどまる（以下、「再審法」という。）。

再審法については、日本国憲法の制定にも拘わらず、不利益再審の禁止を除いては、旧憲法下における旧刑事訴訟法の規定をそのまま引き継いでおり、刑事手続における基本的人権の尊重を重視する日本国憲法の下における「えん罪被害者の救済のための制度」（刑訴法435条参照）という理念に沿った役割を果たせていない現状にある。

日本国憲法の施行（昭和21（1946）年）から75年以上、また、現行の刑事訴訟法の施行（昭和24（1949）年）から70年以上もの時間が経過しているにも拘わらず、まったく改正されないままの現在の再審法は、我が国におけるえん罪被害者の救済の著しい妨げとなっているのである。

このように、再審法については改正すべき点が多々あり、すでに日本弁護士連合会においては「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」（令和5（2023）年2月。以下「日弁連意見書」という。）を公表し、改正案を具体的に示しているところであるが、当会は、改正が必要と思われる諸点のうち、「第1決議の趣旨」に掲げた事項については、その重要性に鑑みて、特に早急な法改正を国に対し求めるものである。

### 2 いわゆる白鳥・財田川決定に即した再審開始要件を明らかにする改正

- (1) 再審請求の多くが、刑事訴訟法第435条第6号（有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。）を理由とするものであるが、その要件である「新証拠の明白性」については、上記以上の具体的な条文が存在しないことから解釈に委ねられてきた。

この点に関する、最高裁判所のいわゆる白鳥決定（最決昭和50年5月20日刑集29巻5号177頁）及び財田川決定（最決昭和51年10月12日刑集30巻9号1673頁）は、新証拠そのみで判断するのではなく、新証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用される旨判示している。

このように、白鳥・財田川決定は、えん罪被害者の救済という再審制度の理念を具体化する重要な意義を有する判例であるが、その後も無罪を言

い渡すべき「明らかな証拠」をあらたに発見したことを再審の理由として定めている435条6号の文言を厳格に解釈して、実質的には無罪を推測するに足る「高度の蓋然性」が求められるかのような判断がなされるなど、実際上は、「明らかな証拠」という文言が白鳥・財田川決定の存在にも拘わらず「疑わしきは被告人の利益に」という鉄則を貫徹する障害になってきた。

過度に再審開始決定の要件を厳格に解釈・運用することは、白鳥・財田川決定はもとより「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則及びその背景にある日本国憲法の基本的人権の尊重の原理をないがしろにするものであり、実際上も「再審によって救済されるべき者が救済されない」という結果を招くことになる。

そこで、当会は、白鳥・財田川決定の趣旨の明文化を図るという観点から、「明らかな証拠」という現在の文言を、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則に対しより忠実に「事実の誤認があると疑うに足る証拠」と改めることを求めるものである。

### 3 証拠開示制度に関する改正

- (1) 近年、再審無罪判決が確定した布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件及び松橋事件ないし再審開始決定が確定した袴田事件では、通常審段階から存在していた証拠が再審請求手続又はその準備段階において開示され、それが確定判決の有罪認定を動揺させることとなった。

このように、えん罪被害者の救済という再審の理念を実現するためには、通常審段階において公判に提出されなかった証拠（裁判所不提出記録・証拠品）を再審請求人に利用させること（再審における証拠開示）が極めて重要であることは明らかである。

- (2) しかし、現在の再審法には、再審における証拠開示について定めた明文の規定は存在せず、各裁判所の訴訟指揮に基づいて証拠開示が行われているのが実情である。

このように、法律に明文規定がないことから、証拠開示の基準や手続が明確でなく、全てが係属裁判所の裁量に委ねられていることから、裁判所の積極的な訴訟指揮によって重要かつ大量の証拠開示が実現した事件がある一方、訴訟指揮権の行使に極めて消極的な態度を取る裁判所もあるなど、裁判所によって大きな格差が生じている。

いわゆる「再審格差」「裁判所格差」の存在である。

しかしながら、たまたま証拠開示に積極的な裁判所に事件が係属した場合とそうでない場合とで、極めて重要な証拠開示の在り方が異なるということは法制度として合理的なものとはいえず、日本国憲法が保障する公平

な裁判所の刑事裁判を受ける権利（32条、37条）の観点からも重大な問題をはらむとともに、再審の理念の実現の障害になるものであり、全ての裁判所において統一的な運用が図られるようにするためには、その法制化が必要である。

この点については、平成28（2016）年の刑訴法改正の際にも、再審における証拠開示の問題点が指摘され、法制化には至らなかったものの、附則第9条第3項において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示・・・について検討を行うものとする。」と規定されている。それにも拘わらず、再審における証拠開示法制整備については目処が全く立っていない状況にある。

(3) まず、証拠開示の対象となる証拠の存否に関して、裁判所及び再審の請求をした者、弁護人が検察官と共通の認識を持つことができるよう、裁判所は、再審請求人又は弁護人から請求があったときは、検察官に対し、検察官が保管する証拠の一覧表を作成した上で、これを提出するよう命じることを裁判所に義務づけることを法制化すべきである。どのような証拠が存在するのかがわからなければ、再審の請求をした者や弁護人としては、的確に証拠開示の請求をすることも困難となるため、証拠一覧表提出命令の義務づけは証拠開示の出発点として重要である。

(4) 証拠開示命令の対象となる証拠は、本来、再審の請求をした者やその弁護人の請求による証拠はすべて開示されるべきであるが、検察官サイドから濫用等の懸念が指摘されることが想定されることにも鑑みて、一定の範囲に限定しながらもその一定の範囲を法律で明確に規定することで、証拠開示の実効性を図るべきである。

その際には、少なくとも日弁連意見書の改正案445条10で規定される範囲の証拠については証拠開示命令の対象とすることが必要であり、これ以上に開示命令の対象を限定することは証拠開示の実効性を損なうものであり許されない。

(5) 証拠開示制度ないしは再審請求等手続における鑑定や検証といった事実の取調べの実効性を確保するためには、その前提として、当該刑事事件に関する証拠が適正に保存されていなくてはならない。

現行法では、刑事確定訴訟記録法に確定記録の保管及び保存に関する規定があるにとどまり、裁判所不提出記録や証拠品に関しては、その保管及び保存に関する法令上の根拠はなく、法務大臣訓令（記録事務規程及び証拠品事務規程）に基づいて行われているにとどまっており検察官に幅広い裁量の余地を残すものとなっている。

さらに、現在の実務では、全ての証拠が警察から検察官に送致されてお

らず、そもそも、いかなる証拠が、どこで、どのように保管されているのかも統一的に把握されていない状況にある。

したがって、記録及び証拠品の保管及び保存については、法令によって明確な規定を設けることが必要である。

#### 4 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止する改正

(1) 再審開始決定に対しては、検察官による不服申立てが多く行われており、特に近年では再審開始を認める即時抗告審の決定に対してすらも、検察官が最高裁判所に特別抗告を行う事例が見られ、その結果、えん罪被害者の早期救済が妨げられる事案が発生している。このような事態は、日本国憲法37条が保障する迅速な刑事裁判を受ける権利の観点からも重大な問題がある。

(2) そもそも、前記のとおり、現行の再審制度の基本理念は、日本国憲法の制定に従って、専らえん罪被害者の救済のためにのみ存在する制度として再審を位置づけるものである。

そして、再審請求手続においては、検察官は、あくまで公益の代表者（検察庁法4条）として、えん罪の救済という再審法の目的、理念に資する限りで、裁判所が行う審理に協力すべき立場にとどまるに過ぎない。検察官は、刑事訴訟における単なる一方当事者ではなく、無辜の処罰の防止や裁判手続の法令違反による被告人の不利益を是正することをも含めた客観義務を負っており、このことは、刑訴法の「再審」制度に続けて「非常上告」の制度が規定されていることからもうかがわれるところである。

再審請求手続における検察官の関与・権限は、えん罪の救済という目的、理念を実現するために、裁判所が適正な手続進行を図るにあたって必要と認める限度においてのみ認められるべきものに過ぎず、検察官が通常審におけるのと同様に積極的な有罪の主張立証活動を行うことは上記の再審法の目的、理念を損なうものであって許されない。しかし、現実の再審事件の審理を見ると、あたかも検察官が再審請求人に対峙し有罪判決の維持を追求するかの如く振る舞っている実情があり、この弊害は、特に検察官が当然のように再審開始決定に対して不服申立てを行っているという点に顕著である。

再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止することとしても、再審公判において検察官が確定有罪判決の正当性を主張することは当然可能なのであるから、実体的真実発見の要請をないがしろにするものでもない。ドイツにおいても、裁判所の再審開始決定に対する検察官の即時抗告は禁止されている。

(3) 袴田事件においては、平成26（2014）年の静岡地方裁判所におけ

る再審開始決定に対する検察官の即時抗告と東京高等裁判所における平成28（2018）年の再審開始決定取消決定、令和2（2020）年の最高裁判所における同決定の取消決定、さらに令和5（2023）年の東京高等裁判所による検察官の即時抗告棄却決定の確定に至るまで10年近い歳月が費やされたこと、のみならず令和5（2023）年の東京高等裁判所の決定に対し、検察官はなおぎりぎりまで最高裁判所への特別抗告をも検討していたとされることに鑑みれば、検察官に再審開始決定に対する不服申立権を認めることの弊害は明らかである。

再審請求手続における検察官の役割や、えん罪被害者の速やかな救済という再審制度の理念に照らせば、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを認めるべきではなく、禁止すべきである。

以 上